

St. Luke's International University Repository

聖路加看護学会選挙管理規定

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10285/639

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



聖路加看護学会役員および 選挙管理委員の選出に関する規定

(選挙管理委員)

- 第1条 理事会は会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。
- 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織する。
- 委員会には委員長をおく。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
- 選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。
- 二 選挙管理委員の任期は、次期の選挙管理委員選出までとする。
- 三 委員会は、次期改選まで理事および監事の得票順位名簿を保管する。

(理事・監事)

- 第2条 理事および監事は、評議員の中から選挙により選出する。
- 二 理事および監事に欠員を生じた場合は、次点者を繰り上げる。

(選 挙)

- 第3条 当該年度の会費を4月30日までに納入した評議員は、役員の選挙権を有する。
- 第4条 選挙期日は、委員会で決定し、告示する。
- 第5条 選挙人名簿および被選挙人名簿を理事会で作成し、委員会の承認を得て選挙権をもつ会員に配布する。
- 第6条 選挙は、所定の投票用紙に定められた数を連記し、所定の封筒を用いて委員会に郵送する。
- 第7条 次の投票は無効とする。
1. 正規の投票用紙および封筒を用いないもの。
 2. 外封筒に記名のないもの。
 3. 被選挙権を有しないものを記名したもの。
 4. 消印の有効期限（当日消印有効）を過ぎたもの。
 5. 定数以上に記入したもの。
 6. その他選挙の規定に反するもの。
- 第8条 選挙において有効投票を多数得たものから順に当選者とする。
- 二 同数の有効投票を得たものについては、抽選により当選者を決定する。
- 第9条 委員長は当選者に通知し、その承諾を得る。
- 第10条 当選者が辞退したときは、次点者を繰り上げる。
- 第11条 委員長は、選出された理事・監事の名簿を添えて、理事会に報告する。

(1998年10月3日より施行)